

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第6回） 議事録

1. 日 時：平成26年10月29日（水）10:00～10:38

2. 場 所：合同庁舎8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 ・国際担当（The Japan News主筆）
神門 典子	国立情報学研究所情報社会相関研究系教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	株式会社日本経済新聞社文化部記者

（オブザーバー）

菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー
-------	------------------

（内閣府）

幸田 徳之	大臣官房長
森丘 宏	大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

資料1 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査（海外調査）について

○老川座長 それでは、定刻通り第6回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会する。前回の会議以降、人事異動があったことから、関係者の自己紹介をお願いする。

○森丘課長 10月1日に公文書管理課長を拝命した。よろしくお願ひしたい。

(カメラ退室)

○老川座長 それでは、8月末に中間提言を皆様に取りまとめいただいた以降の動き・状況について、事務局のほうから説明いただきたい。

○森丘課長 それでは、前回8月以降の動きを2点御報告させていただく。まず1点目として、取りまとめいただいた中間提言について、当時の稲田公文書管理担当大臣から衆議院・参議院の議院運営委員会の委員長に8月29日に御報告している。その後、10月16日には衆議院議院運営委員会の理事会において、越智内閣府大臣政務官から、この中間提言を説明いただいた。また、同じく16日には衆議院議院運営委員会の理事の方々に国立公文書館を視察していただいた。

2点目は、公務員の研修の関係についてであるが、6月の調査検討会議において、研修の重要性について御議論があったことを受け、公文書管理課長から関係する機関に研修の実施についてのお願いを行った。早速、この秋の研修で、内閣人事局で実施している新たに管理職になった職員を対象とする新任管理者セミナーにおいて、公文書管理に関する講義を2回に分けて開催させていただいた。

○老川座長 ただいまの説明について、御質問あるいは御意見があればお願ひしたい。今、国会中であり、議運のほうでいろいろ検討されていると思うが、これはどうなるのか。スケジュール的に見えるものがあれば説明いただきたい。

○幸田官房長 先般の内閣改造により、担当の政務三役が稲田大臣以下から交代をし、今、有村大臣に御担当いただいている。副大臣は赤澤副大臣、政務官は越智政務官。本日は国会等々もあり御欠席であるが、そのように体制が変わっている。その一方で、稲田大臣の時期にこの中間提言を出していただき、8月末に稲田大臣から衆・参両院の議院運営委員長に中間提言を提出させていただいたが、それを受ける形で、10月16日に、議院運営委員会理事会で担当の越智政務官から中間提言の内容を説明したところ。また、その日の午後、加藤館長の御案内により、議院運営委員長、理事、オブザーバーら各会派全員の方が国立公文書館を御視察をされ、現在、議院運営委員会理事会でこの提言の取り扱いを今後検討していくという状況になっている。今後の見通しということに関しては、現状そのように受けとめていただいているという状態である。

○老川座長 このことは今後進めていく上で予算措置に絡んでくるわけであるが、概算要求としてどのような扱いになっているか。

○幸田官房長 本件の国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査については、今

年度4,700万円の予算をもって、今後の外国調査も含めて実施させていただくことになっているが、来年度の概算要求については、引き続き、この在り方に関する調査検討を継続するという前提で、6,000万円の要求をしているという状況である。

○老川座長 他に御質問の方がなければ、次に「1. 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査（海外調査）について」、事務局のほうから説明をお願いします。

○森丘課長 それでは、資料1の表紙をおめくりいただき、現地調査の訪問国・機関について御説明する。まず、アメリカ合衆国は、11月19日から23日という予定で調査を検討している。訪問先は、国立公文書記録管理院（NARA）である。本館と新館、本館がワシントンDCで、新館がメリーランド州にあるが、本館はアメリカ合衆国憲法、独立宣言等を保存している。新館は20世紀以降の連邦政府各機関から移管された記録等を保存している点を調査していただければと思う。併せて、ジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館。これはボストンにあるが、ジョン・F・ケネディ大統領を始めとするケネディ家に関連する文書等を保存しているところであるので、このジョン・F・ケネディ大統領図書館・博物館も併せて調査していただければと思う。

3 ページ目、ヨーロッパについては、11月24日から30日という予定である。イギリスは国立公文書館（ロンドン）を調査していただければと思う。連邦政府及びイングランド、ウェールズの各機関の公文書等を保存している。続いて、フランスは、国立公文書館のパリ館及びピエールフィット館を調査していただければと思う。パリ館については、フランス革命以前の文書等を保存し、ピエールフィット館は、フランス革命以降の行政文書等を保存している。

4 ページに進み、イタリアについては、ローマにて国立中央文書館及び国立ローマ文書館を調査していただければと思う。前者の国立中央文書館は、イタリア統一以降の中央官庁において作成された文書等を保存し、国立ローマ文書館は、イタリア統一前の各国家の中央行政府やローマ区域に所在する統一後の国家機関が作成した文書等を保存している。引き続き、オーストラリアについては、12月上旬の予定である。ここは国立公文書館の本館がキャンベラにあるので、そこを調査することと、メルボルンに国立公文書館のメルボルン分館とビクトリア州の公文書センターがあるので、そこを調査していただければと思う。

5 ページ目の「2. 調査項目案」について、【基本的な考え方】であるが、調査対象国における展示機能、学習機能を中心とした公文書館の利用状況、情報発信機能などもあわせて調査事項としていただけてはどうかと考える。各国共通の調査事項の例では、まず「①展示機能」。基礎的なデータについては、可能な限り事前に事務局で調査を行った上で、現地では、実際の展示状況を視察するとともに、以下のようなことについてお聞きいただけてはどうか。まず、展示内容の考え方であるが、どのような考え方によって、展示物の選定を行っているか。また、展示の方法について、展示を実施する際に原本を展示しているか。原本を展示している場合、保護のための配慮や工夫などをどのように行っているか。

そして、デジタル技術を活用した展示の解説など、展示の理解を深めるための取組をどのように行っているか。このようなことをお聞きいただければどうか。

6 ページに進み、立法府・司法府の文書の展示について、そもそも、立法府・司法府の文書について展示の実績があるか。また、実施している場合は、どのような文書を展示しているか、あるいは立法府や司法府と取り決めなどを行っているかどうか。そのような点が調査事項としてあろうかと思う。そして、展示の実施体制については、展示を担当する職員について、職員数、あるいはその職員の専門はどのようになっているのか。さらに、展示の実施に当たり、外部の委員等から意見を聞く。そのような場面などは設けられているかどうかという点が調査事項かと考える。

続いて「② 学習機能」についてであるが、学習機能についても、基礎的なデータは可能な限り事前に調査を行った上で、現地では以下のようなことについて調査していただければどうかと考える。まず、学習支援の取組内容であるが、初等中等教育課程の児童・生徒を対象とした取組内容はどのようなものか。その下の2つについて、高等教育課程の学生、あるいは教職員を対象として、それぞれどのような取組内容を行っているかということが最初の調査項目である。学校との連携方法であるが、学校との連携を行う上で、公文書館側から何か働きかけなどを実施しているか。あるいは学校等に直接出向くアウトリーチプログラムといったことを実施しているかということ調査していただければどうかと思う。併せて、情報通信技術を用いた学習支援プログラムといったものなどを実施しているかどうかという点を調査していただければどうかと考えている。

7 ページに進み、学習支援の実施体制についても、担当するスタッフの数や専門がどうなっているかという点は押さえていただければどうかと考えている。「③ 情報発信機能」を行うことについても、基礎的なデータについては可能な限り事前に調査を行うことはこれまでと同様である。情報発信の取組内容について、情報発信のターゲット戦略、エリア戦略をどのように実施していくか。また、その際どのような広報媒体を使用しているかということがまず1点。そして、ソーシャルメディアの活用等にリスクが伴うかと思われるが、リスクマネジメントについて、どのように対応しているか。更には、研究者や教育者など利用者が参加する形での双方向でのコミュニケーションについて、現在あるいは今後の取組内容について、どのようなことを考えているか。また、情報発信についても、担当する職員の数や専門性についてはどのように手当てをしているのかということもあわせて調べていただければどうかと思う。最後は「④ その他利用促進施策や施設の状況等」であるが、まず、デジタル・アーカイブの取組状況がどうなっているか。また、施設の構成や、複数の施設が存在する場合があるが、そのような場合の役割あるいは機能分担の状況等についてお聞きいただければどうかと考える。そして、施設を利用する場合に利用者負担があり得るかと思うが、その関係についてはどのように考えているかという点を共通的に調査していただければどうかという問題意識である。

8 ページ以降では、各国において特に重点的に調査する事項の例を列記している。まず

アメリカであるが、デジタル技術を用いた展示の取組について、設備の内容、利用者からの反響、そして、運用上の課題や今後の取組予定等についてどのようになっているかということ。また、アメリカは立法府の文書を受入れているが、その取扱いについて、受入れの対象、あるいは立法府の文書センターというものを設けているが、その運営状況などがどうなっているかという点がアメリカについての重点的な調査事項かと思う。続いて、イギリスでは、学習支援の具体的な取組内容について、プログラムの作成に当たっての考え方がどのようになっているかという点が調査事項かと考えている。フランスでは、学習支援の実施体制について、文化省等との連携について、内容や運用状況等がどのようになっているかという点。続いて、施設間の機能分担であるが、パリ館とピエールフィット館に行っていただき、もう一つのフォンテーヌブロー館との3つそれぞれの機能分担がどのようになっているかという点を聞いていただければどうか。

最後の9ページ目、まずイタリアでは、国立中央文書館・国立ローマ文書館附属学校というものがあるので、それぞれの学校について、設置の経緯、カリキュラムの内容、課程修了後の進路等、どうやって専門家を育成しているのかという点について聞いていただければどうかと考える。最後のオーストラリアでは、所蔵記録のデジタル化の取組について、デジタル化の取組状況、あるいはニーズの把握、課題といった点についてどのようになっているか。また、オーストラリアの場合は州の巡回展示を行っているので、その取組について、展示内容や実施場所、あるいは集客などの実績について、調査していただければどうかということである。本日は調査項目について御議論いただき、現地でのヒアリング等の準備を事務局で進めさせていただければと思う。

本日の会議は、今回の委託事業を受けていただいている株式会社トータルメディア開発研究所のスタッフも傍聴していただいているので、併せて御紹介させていただく。

○老川座長 この視察の予定並びに内容について、御質問・御意見があればお願いしたい。

○神門委員 今、資料を拝見させていただくと、8月に出した中間提言の要旨には2のところと3つの柱があったかと思うが、その中で展示・学習する機能についての調査ということではよろしいか。

○森丘課長 然り。展示・学習が中心になっているという点はあるかと思うが、アメリカのように立法府の資料を受入れている国については、その点についても押さえていただくという考え方である。6ページの一番上に、共通的な調査項目として「立法府・司法府文書の展示について」という点は共通的な調査項目として掲げさせていただいているので、アメリカ以外でどの程度まで行っているのかということはあるものの、その点も調べていただくことになろうと思う。また、立地の関係はそれぞれの国において、国会の近くに置かれている施設や、郊外、周囲に置かれている施設があるので、そこで地理的な立地や展示・学習内容なり、利用のされ方との関係があるかと思うので、その点をご覧いただければと考えている。

○神門委員 この委員会の大きな目的が展示・学習機能であるということは了解してい

るが、委員会の議論の中では、横断的に資料の所在を確認できることや、当然、デジタル化と、そのデジタル化した資料の保存の問題、あとは職員の数や、配備、教育訓練、どのような資格を持った者がどの程度いるのかといったこともたびたび議論に上っていたように思う。今回、せっかく調査に行くのであれば、そのようなことについても、資料でわかる範囲を超えたところで何か直接伺えることがあればという思いもあるが、その点は今回対象外なのか。

○森丘課長 今、委員がおっしゃっていただいたような問題意識も調査項目のほうに反映させるような形で検討させていただきたいと思う。

○老川座長 今の御質問は、海外調査の目的が2. の(1)の展示・学習機能というような前提での御質問になっていたようであるが、別に展示・学習機能だけが我々の調査の対象ではないのではないかと私は思う。

○神門委員 私もそれには賛成であるが、ただ、今の御説明では主に展示・学習機能についてのことを中心とした調査項目というようになっており、少し違和感を覚えたので、御質問させていただいた。

○老川座長 その点については私も感じたのは、質問項目を用意していただいて大変結構だと思うし、大変盛り沢山であるが、日程を見ると非常にタイトなスケジュールで、なかなか十分な調査がどこまでできるのかなということはある。それはそれとして、共通事項としてやはり聞いておく必要があると思うことは、それぞれの調査対象になっている公文書関係の施設の予算措置などの運営資源、例えば国費もあれば、恐らく寄附もあったりするのではないかとと思うが、そのような外部資金がどうなのか、運営等に当たって資金的にどのような構成になっているのか。そして、このようなそれぞれの公文書館が所蔵する対象の文書とは一体何であるのか。行政資料だけであるのか、司法あるいは立法、立法については触れているが、このようなことも含まれているのか。

その関連で、これからの日本の場合は特定秘密保護法が既に成立したわけであるが、例えば秘密文書のようなものの扱いはどのようになっているのかということ。また、いずれは特定秘密以外のものについては新しくできるであろう公文書館に文書が移っていくのではないかとと思うが、そのような場合の公開の手順など、この点はどのようになっているのかということが我々にとっても検討する対象になっていくのかという感じがする。そのようなことも併せて聞いておく方が良いのではないかと考えたので、ここで質問事項をいろいろ用意していただいたことは当然として、それ以外のことについても、せっかく調査するのであれば、共通事項として聞いておいたほうが良いかと思った。この調査はそれぞれ皆さん分かれておいでになるので、頭の中に留めておいていただければありがたいと思う。

○松岡委員 今の座長の意見に全く賛成であるが、それに付け加えさせていただきたいと思うことは、特にこの公文書管理法ができて3年半経っているが、実際に行政機関から公文書に移管される比率がなかなか変わらないというか、円滑にいていないという大きな問題があるかと思うが、そのあたりの実態がどのようになっているかという点をぜひ詳し

く調べていただけないか。先日のNHKのテレビ放送『クローズアップ現代』において公文書の問題も扱っていたが、フランスでは800人のいわゆるアーキビストが行政機関と、自治体も含めて派遣されており、そこで円滑な文書の流れをつくっているというレポートがあったので、この点も含め、是非そのような流れについて詳しく調査していただければと思う。それから、先ほど座長もおっしゃったけれども、やはり秘密文書の公開の基準や選別の問題できればアメリカなどの場合は情報保全監察局長という非常に重要なポイントにいる方がいらっしゃるの、その方にもお会いしていただければということも考えているが、ひとつよろしくお願ひしたい。

○内田委員 私も職員の教育訓練や、職員をどのような母集団から採用しているのかということはずいぶん聞けると良いと思う。また、立法文書・司法文書で、特に日本でも障害になっているのは、利用と管理か。預けてしまうのは良いが、使うときに困るからということが出せない大きな理由になっているように思うが、そのような利用と管理の調整をどのようにしているのかも聞いてみたい。そして、日程が厳しいので無理かと思いつつだが、展示機能という意味では、むしろ利用する側、例えばこの施設のすぐ近くに小学校があれば、そのようなところの先生たちがどういう使い方しているのか、あるいは子供たちの反応はどうかなどを聞けるとすごく良いと思う。もう一つは、このような施設の立地の選定をどのような考え方で選ばれたのかということも聞いてみたいと個人的には思っている。

○井上委員 私も公文書管理の枠組みや、公文書館の位置付けのようなものがまずははっきりわかっていないと、どのポイントに着目して見てくれば良いのかということがわからないと思う。既に今までの調査検討会議の中で、主要国の状況については何度か説明があった。改めて資料としてまとめていただければどうか。今までのものを含め、事前に大きな仕組みというか、枠組みのようなものは調査し尽くした上で、それをわかった上で視察するように準備をしていただけたらと思う。

また、全員が全ての場所に行くわけではないので、行った成果を共有するために、写真だけではなく、何か動画のような形で記録していただけたらと思う。特に展示や学習機能は臨場感というもの的重要だと思うので、支障のない限りで何かそのようなものを残していただき、視察に参加していない者でもそれを見て大体感じがわかるというふうにしていただきたい。

○斎藤委員 今、松岡委員がおっしゃったフランスの事例に関して、以前この調査検討会議の中で、日本では公的なアーキビストの資格というものの認定がなかなか進まず、受け皿がないという話を伺った。今のような事例は受け皿の一つとして考え得るのではないか。また、来館者のポートフォリオにも関心がある。つまり、勤労世代やリタイア世代、あるいは主婦、学生といった望ましいポートフォリオというものがあり、それに対して欠けている層があるとすれば、ターゲットとして重点的にPRをするようなことがあるのかどうか。次に、外国人を意識した形になっているのか。端的に言うと、英語のキャプションなどがしっかり付いているかどうか。また、海外の美術館や博物館へ行くと必ずショップがあり、

そこを通らないと出口にたどり着けないというぐらい商売気があるが、そのあたりも少し関心を持って調べていただけたらどうか。

○森丘課長 それでは、ただいまいただいた御意見を踏まえ、調査項目の方も精査し、事前に準備できるところはできるだけ準備をさせていただきたいと思う。

○老川座長 よろしくお願ひしたい。

○幸田官房長 今回の課長の話と基本的に同じであるが、例えば予算や人員、あるいは位置付けなど、事前にわかっている部分はあるので、そこは整理をさせていただき、行く前に共有をさせていただく。そして、今、非常に貴重な意見をたくさんいただいたので、そのようなものも事前に調べられるものは調べ、現地に行かないとわからないものをちゃんと仕分けして、きちんとした調査ができるようにしていきたいと思う。

また、座長のほうから特定秘密との関係のお話があった。確かにアメリカの公文書館には、今、松岡委員もおっしゃられたように、公文書館の中に情報保全監察局がある。それに対して、日本では今回の特定秘密保護法において、内閣府のほうに独立公文書管理監を置き、そこが各省の特定秘密の指定についてのチェックを行うというように、組織が変わり、日本の場合は特定秘密保護法の法制度として、公文書館ではなく内閣府でそのチェックを行うというように変わったので、若干、制度が公文書管理の世界だけではなく特定秘密の世界での制度の違いによっている部分もあるので、一概に全て調べられるかという部分はあるが、そこは参考になる範囲で調べてくるようにしたいと思う。

○老川座長 今、お話しのように、事前にわかるものはぜひ資料をいただき、先方に行って聞く、幾つかこのようなことを聞きたいということ为先方に事前に投げておいたほうが効率的にいくのではないかと思うので、そのあたりも、できるものならそうしておいていただきたいと思います。

○森丘課長 そのようにいたしたい。

○老川座長 それでは、次回の日程あるいは内容等について、事務局から御説明いただきたい。

○森丘課長 海外調査については、本日いただいた御意見を踏まえて、今後とも準備させていただきたい。内閣府もしくはトータルメディア開発研究所から、また個別に御連絡したり御説明に上がったりということがあろうかと思うので、よろしくお願ひしたい。また、本日の議事の記録については、これまでと同様であるが、委員の皆様方に御確認いただいた上、内閣府のホームページに掲載させていただく。そして、非常に事務的なことであるが、席上配付の冊子等については、そのまま置いていただいて結構である。

○老川座長 それでは、本日の会議はこれで終了とする。